

令和8年1月  
総務省行政管理局  
調査法制課

行政手続法に規定する「届出」に関し、届出の提出前行政庁が届出内容の確認・相談等を行うことと、同法第37条との関係について。

行政手続法第37条において、同法第2条第7号に規定する届出に関し、「届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた形式上の要件に適合している場合」は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、届出義務者が法令上なすべき手続上の義務は、行政機関の意思や判断にかかわりなく、当該届出の到達時に履行されたものとする旨を規定しています。

届出の形式上の要件について、同条に例示する記載事項、添付書類のほか、届出の方法、届出書の様式・数等や届出の提出先の具体的な内容については、当該届出について規定する個別の法令（個別法）において定められるものであり、「法令に定められた形式上の要件に適合」するかどうかについても、行政手続法ではなく、個別法の規定・解釈によって判断されることとなります。

その上で、行政手続法第37条は「法令に定められた形式上の要件に適合」した届出が到達したときの取扱いを規律したものであり、記載事項の不備等の形式上の要件に適合していない届出が到達したときの取扱いについては規定を設けておらず、個別法の規定・解釈に委ねられこととなります。行政手続法では、行政手続法の効率的な事務遂行や届出者の便宜等の観点から、届出内容の照会・相談に対応することや、行政手続法から届出者に対して合理的範囲で事実確認を行うこと、記載事項の不備について補正を求めるなどについては、一般論としては否定されるものではないと考えられます。

一方、上記場合において、法令に定められた届出の形式上の要件に適合しているにもかかわらず、事実確認等に係るやり取りが終結していないことを理由に届出を受け付けない等、届出をすべき義務が履行されていないものとすることは、前述の届出制度の趣旨に照らして不適切であると考えられるところであり、個別の届出の提出を受ける各行政機関において、行政手続法の趣旨を踏まえて適切に対応することが求められます。

## 【参考】

○行政手続法

(定義)

第2条

七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

(届出)

第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。